



島根県報

令和3年11月12日（金）

号外 第 134 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第674号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀578番13地先から同719番1地先まで	メートル 201.04	令和3年 11月12日	隠岐支庁県土整備局	